

『協働のまちづくり』に 取り組む団体の紹介

PART
12

熊石関内町内会安心安全ふれあいサロン

今月は熊石関内町内会長
佐藤 弘さんにお話を聞きま
した。

この会が設立された 目的は？

小学生からお年寄りまで、
年代の垣根を越えて気軽に集
まる場所をつくり、地域の
方々が一緒に楽しい時間を過
ごすことで、仲間づくりや生
きがい、健康づくりを図り、高
齢化の中でもお互いに支えあ
う住みよい地域を目指そう
と、平成22年から続けています。



保健師の指導による脳を鍛える運動

どのような活動を されていますか？

昨年は4回行われ、地域の
お年寄りを中心に多くの方々
が参加しました。

また、関内小学校の児童も
毎回参加し、児童とお年寄
りの交流が行われました。

ふれあいサロンを開催する
際には、ワンパターンになら
ないよう様々な企画を考
え、各方面に協力を仰ぎ、講
師の派遣を頂いています。

昨年は、八雲警察署長や熊
石・相沼両駐在所長による交
通安全や防犯に関する講話
や、町保健師による健康体
操、熊石消防署長による防
火・緊急通報に関する講話等
が行われました。地元の食材
を使った郷土料理、昔懐かし
い料理等を食べて、有益な情
報をみんなで共有することが
でき、地域づくりにつながっ
ていると実感しています。
また津波に備え、昨年春か
ら関内小学校の裏山に、防災



整備中の防災道路を使った避難訓練

道路を整備し、秋には急斜面
に手すりや階段をつける予定
です。さらに、八雲警察署の
協力を頂き、津波を想定した
図上訓練等も実施しました。

今後に向けて

だれでも気軽にサロンに参
加できる体制づくりを続けて
いきたいと思っています。

各種講話についても、参加
する人がわかりやすく学べる
ようにしたいと考えていま
す。また、新たに整備した防
災道路を利用して避難訓練も
年に1回のペースで行いたい
と考えています。

☀️ 法テラス八雲通信 vol.14

再び消滅時効について

法テラス八雲法律事務所 弁護士 森田 了導



■以前このコーナーで「消滅時効」についてご説明をしたことがありました。今回は、この「消滅時効」について改めてご紹介したいと思います。

■「消滅時効」とは、一定期間が経過した場合、債務（借金）を返済する必要がなくなるという制度です。その具体的な期間は、原則として10年であり、権利の性質に応じてより短い期間が定められているものもあります。その中で、例えば貸金業者からの借金の消滅時効は、訴訟提起などの中断事由がない限り、最後に借り入れまたは返済があったときから5年とされていることは、以前ご紹介したとおりです。

■また、このことから、長期間返済をしていない貸金業者から請求を受けた方は、すぐに返済をするのではなく、まず弁護士に相談して頂きたいということも、以前ご案内したところでした。

■このお話をしたのが、1年ほど前のことでしたが、その後、当事務所にも多数のお問い合わせがあり、実際に借金問題を解決できた事例もご紹介します。また、これらのお問い合わせの中には、消滅時効が成立しているにも関わらず、債権者が裁判所に訴訟提起してきたというケースも見受けられました。このケースについては、当方から消滅時効を援用する旨の書面を裁判所に提出したことで、債権者が訴訟を取下げ、終了しています。

■このように、貸金業者からの請求にはすでに時効が成立している場合も少なからず含まれています。そうでないとしても、返済がすでに難しくなっている場合には、一人で考えていても解決の糸口は掴みにくいものです。そこで、借金の返済に窮しているという場合には、まずは「法テラス八雲法律事務所（☎050-13383-8366）」までお気軽に相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所（☎050-13383-5563）」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。